

## 小規模事業における事業認定申請手続について

用地部 用地企画課 南川 和久

### 1. はじめに 取組みの背景と目的

公共事業者は事業効果の早期発現が期待され、私たち用地職員は「適正な補償」と「早期かつ円滑な用地取得」が求められており、任意協議の必要以上の長期化は好ましいものではなく、必要に応じて土地収用制度を活用していくことが、社会資本のストック効果の発現に当たり有効な場合もある。従来、事業認定は「使えない」「使いにくい」と思われがちであった小規模事業についても真摯な任意協議と合わせ、必要に応じて土地収用制度を活用することが望ましい。

このような状況を考慮し、平成30年6月に国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室から、事業認定申請書に記載する収用の必要性の説明において小規模事業や地方公共団体事業にも活用できる事項をきめ細かく示すとともに、事業認定申請書、添付書類等についての作成上の留意点や参考となる事例を紹介した「事業認定申請の手引き」（以下「手引き」という。）が発出されたところ。

この「手引き」を参考に事業認定申請書類作成を行った小規模事業における事業認定申請手続について紹介する。

### 2. 小規模事業における現状

過去30年で、関東地方整備局において交差点改良事業として事業認定申請を行った事業は2件しかなく、いずれも立体交差とする比較的規模の大きい事業であり、右折レーン及び歩道設置といった小規模事業は、関東地方整備局では事例がなく、また、全国的に見ても前例も少ないことから、事業認定は「使えない」「使いにくい」という認識が広がっていた。

### 3. 事業の概要

長野国道事務所が実施している一般国道18号牟礼駅前交差点改良事業の延長約417m区間は、県道との交差点が連続して設置されており、また、各交差点には右折車線が設置されていないため、交差点での右折待ちの自動車への追突事故などが発生しており、さらに、歩道が狭小または整備されていない区間があり、朝・夕の通学時間帯を中心に歩行者等が集中し、車道の通行を余儀なくされるなど、安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。このため、交差点改良及び歩道設置を行うものである。

### 4. 「手引き」の活用

本事案は、「手引き」に例示された小規模事業に該当するもので、事業認定申請書、事業計画書及び参考資料の作成に当たっては「手引き」を参考に行ったもの。

「手引き」には、事業認定申請書に記載する収用の必要性の説明はもちろんのこと、

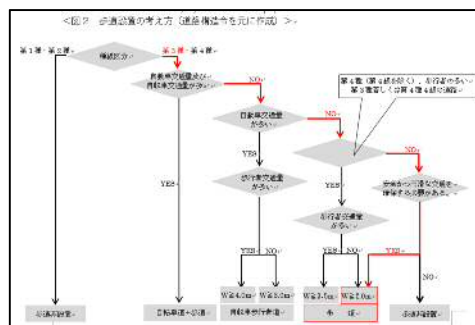
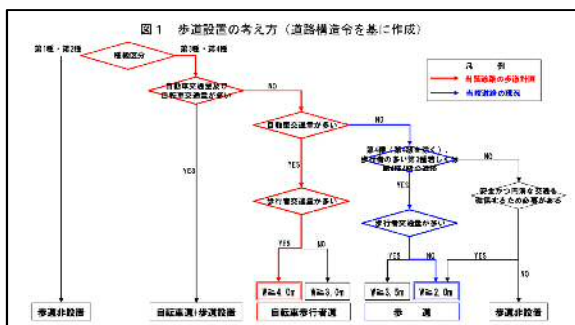
事業認定の概要から事前説明会、申請、審査等における起業者に有益な Q&A を数多く載せており、事業認定申請書及び事業計画書の事例を 20 事例挙げて、小規模事業や地方公共団体事業にも活用できる事項をきめ細かく示してある。また、参考資料で疎明が必要となる公益性等の説明事例集を 45 事例挙げて説明方法を例示している。

本事案において、起業者独自の説明資料をゼロから作り込むことなく、事業認定申請書及び事業計画書は「手引き」の様式を引用することで、書類作成の時間短縮を図り、参考資料の作成についても「手引き」による参考資料の作成例をそれぞれ参考にして作成した。

### 【説明事例 26】歩道を整備する事業の公益性の説明例

「手引き」に例示されたフロー図

本事案で使用したフロー図



また、環境影響予測評価については、環境影響評価法の対象事業でない本事案は、調査・評価に関する工夫について「手引き」(【説明事例 44】小規模事業における重要な動植物にかかる影響調査(重要な動植物が存在しない可能性が高い場合の現地調査の省略))を参考に、動植物・生態系への影響について、文献調査及び動植物の各分野の有識者ヒアリングを行い、環境省レッドリストなどで指定されている絶滅危惧種など重要な動植物は存在しないことが予測されることから、「手引き」を参考に現地調査等を省略したものである。

### 5. 成果・考察・今後の課題

「手引き」を参考にすることで、事業認定手続について起業者の中の「使えない」「使いにくい」といった認識を改め、関東地方整備局管内について大規模事業だけでなく、小規模事業についても土地収用制度を活用して社会資本ストック効果の早期発現を図り、また、地方公共団体においてもこの発表を参考にして事業の促進に寄与することが期待される。

なお、「手引き」については発出元である土地収用管理室から適宜改正する意向(本年 6 月に第二版の発行予定)である旨を聞いているので、事務所等の意見を聴取し必要に応じて要望を行って参りたい。